

一般社団法人慶應義塾大学薬学部K P会実施細則

第1条 (会員種別と特典)

本会の正会員は①正会員A、②正会員B、③正会員Cと区分される。正会員Aは終身会費を納めた時点から会員特典を得られる。

- 2 正会員Bの会員特典は年会費を納めた年度の次年度の3月末までとする。
- 3 正会員A、正会員Bの会員特典は別添とする。

第2条 (会費)

本会の会費は、年会費、終身会費、および維持会費とする。

- 2 1) 年会費は4,000円とする。
2) 卒後50年を経過した正会員B及び正会員Cは、理事会の決議を経て以後、年会費を免除され、正会員Aとすることがある。
- 3 1) 終身会費は100,000円とする。ただし、理事会において認めた場合には期間を設けて変更することが出来る。
2) 長年、正会員Cであったものが、卒後50年に終身会費として40,000円を納入した場合は以後、正会員Aとする。
- 4 維持会費は本会の財務基盤拡充に資するため、任意に納める会費で、一口2,000円とする。
- 5 準会員は会費無料とする。
- 6 特別会員、名誉会員、賛助会員にあつては原則として会費は定めない。

第3条 (代議員数)

代議員は各期最小1名とし、正会員より選出する。構成人員が100名を越える場合は、2名とすることが出来る。

- 2 卒業後60年を経過した学年からの代議員選出は任意とする。

第4条 (委員会の種類)

委員会は常置委員会と臨時委員会とする。

第5条 (常置委員会)

常置委員会は、機関誌編集委員会、理事・監事選考委員会、若手委員会および星野尚美記念事業検討委員会とする。

- 2 機関誌編集委員会
1) 機関誌発行の企画編集を行うため、なごみ編集委員会を設置する。

2) 機関誌編集委員は会長が委嘱し、委員長は広報担当理事とする。

3) 機関誌編集委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4) 機関誌は「なごみ」と称し原則として年1回発行する。

3 理事・監事選考委員会

1) 会長は、理事・監事の任期の満了する前年の定時社員総会において、理事・監事選考委員会を設置し、当該選考委員会委員長に次期理事・次期監事候補者の選考を依頼する。

2) 選考委員は、理事・監事の中より2名、代議員の中より3名とする。委員の互選により委員長を選出する。

3) 選考委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4) 任期満了を前に、理事・監事に欠員を生じ、理事会が補欠の選任の必要を認めたときは、本細則の定める方法で選考委員会を開催する。

5) 選考委員長は、理事・監事に立候補する者、推薦される者をうけたあと、選考委員会を開催する。選考委員会は、候補者を選考する。

6) 委員長は前項の候補者を社員総会に諮り、承認を得るものとする。

4 若手委員会

1) 若手部会の活動の企画・運営を行うため若手委員会を設置する。

2) 若手委員は会長が委嘱し、委員長は若手部会担当理事とする。

3) 若手委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4) 若手委員は原則として卒後10年までとする。

5 星野尚美記念事業検討委員会

1) 星野尚美記念事業の継続的な運営と会計その他の厳正な管理を行うため星野尚美記念事業検討委員会を設置する。

2) 星野尚美記念事業検討委員は理事、監事、正会員の中から会長が委嘱し、委員長は会長とする。

3) 星野尚美記念事業検討委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4) 星野尚美記念事業検討委員会委員長は委員会を年数回開催し、その内容を理事会に諮問・報告する。

第6条 (臨時委員会)

臨時委員会は理事会が必要と認めたとき設置することが出来る。

第7条 (特別役職)

本会に顧問をおくことが出来る。

1) 顧問は永年にわたりKP会に特に功労のあった本会元会長を、理事会の議を経て会長が委嘱する。

2) 顧問の任期は最長2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 3) 顧問は社員総会に出席し意見を述べる事が出来る。ただし、議決に加わる事は出来ない。
- 2 本会に相談役をおく事が出来る。
 - 1) 相談役は永年にわたりK P会に特に功労のあった本会元理事・監事を、理事会の議を経て会長が委嘱する。
 - 2) 相談役の任期は最長2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3) 相談役は社員総会に出席し意見を述べる事が出来る。ただし、議決に加わる事は出来ない。
 - 3 本会に名誉顧問をおく事が出来る。

名誉顧問は永年にわたりK P会に特に功労のあった本会正会員で、本会元名誉会長を、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第8条 (名誉支部長)

本会は当該支部からの推薦により、名誉支部長の称号を授与することが出来る。

名誉支部長の称号は旧共立薬科大学同窓会並びに慶應義塾大学薬学部K P会の支部長(以下、支部長)として多年にわたり支部会活動に功績のあった者に、その退任後本細則の定めるところにより、授与することが出来る。

- 2) 名誉支部長は、支部長として10年以上在任した者、または在任期間がこれに満たない者であっても功績が特に顕著であった者について、理事会の議を経て理事会が決定する。

第9条 (理事の定年制度)

理事は選任時、75歳未満とする。

附則

- 1 この細則は 平成21年4月1日より施行する。
- 2 この改正は 平成23年7月1日より施行する。
- 3 この改正は 平成25年4月1日より施行する。
- 4 この改正は 平成27年2月1日より施行する。
- 5 この改正は 平成27年6月9日より施行する。
- 6 この改正は 平成28年6月1日より施行する。
- 7 この改正は 平成29年1月1日より施行する。
- 8 この改正は 2019年6月12日より施行する。
- 9 この改正は 2019年10月1日より施行する。
- 10 この改正は 2020年12月1日より施行する。

11. この改正は 2023年7月12日より施行する。

別添

正会員A、正会員Bの会員特典

- ① 機関誌なごみの無料送付
- ② K P会主催の研修会、講演会の参加費割引
- ③ 星野尚美記念事業への参加資格
- ④ その他、K P会が定める特典